

仏暦 2542 年（1999）タイ国家教育法及び仏暦 2545 年（2002）タイ国家教育法第 2 版  
—後半の日本語訳—

海老原智治

## 1. はじめに

本稿は、『国際交流基金バンコク日本文化センター日本語教育紀要第 3 号』（2006）に掲載の拙稿「仏暦 2543 年（1999）タイ国家教育法及び仏暦 2545 年（2001）タイ国家教育法第 2 版—前半の日本語訳—」の、後半部分の継続である。このような訳出を試みる目的と理由は、上記に記したので参照されたい。

訂正：上掲の昨年発表の拙稿（前半部分）には、筆者の校正不備により、法規の発布年の記載に誤りがあった。「仏暦 2543 年（1999）タイ国家教育法」の仏暦年は、正しくは「2542 年」である。「仏暦 2545 年（2001）タイ国家教育法第 2 版」の西暦年は、正しくは「2002 年」である。そのため、昨年の拙稿の題名「仏暦 2543 年（1999）タイ国家教育法及び仏暦 2545 年（2001）タイ国家教育法第 2 版—前半の日本語訳—」は、ここに「仏暦 2542 年（1999）タイ国家教育法及び仏暦 2545 年（2002）タイ国家教育法第 2 版—前半の日本語訳—」と訂正する。本文中の発布年の記載についても同様に訂正する。関係の皆様にお詫び申し上げる。

## 2. 説明

現在適用の国家教育法は、「仏暦 2542 年（1999）版」及び「仏暦 2545 年（2002）第 2 版」の 2 編である。後者は前者の一部条文と規定について改正を定めたものである。そのため、前者のうち後者で改正を受けなかった条文と規定は、後者の施行後も引き続き有効である。従って、2 編は同時に相補的に適用される関係にある。

本稿は、本来の発布体裁とは異なるが、昨年発表の拙稿と同様の方式で「仏暦 2542 年（1999）版」を元に「仏暦 2545 年（2002）第 2 版」による改正部分を差し替えて組み込み、1 篇に統合した形とする。この方式で前者全七十八条のうち、後半部分の第四十一条から第七十八条までを掲載する。

「仏暦 2545 年（2002）第 2 版」により条文中の一部の節のみが改正されたものは、当該節の前の〔 〕に同版の改定根拠条文番号を明記する。条文全部が改正されたものは、条文番号の直後に明記する。

なお、タイでは 2006 年 9 月 19 日夜に軍事クーデターが発生し、憲法・憲法裁判所・国会が停止された。本稿執筆の 2007 年 3 月現在も新憲法起草中の無憲法期であるが、クーデタ直後に発布された改革団布告第 3 号が「憲法裁判所を除く各種裁判所は、関係の法律及び改革団布告に基づ

き機能を継続する」と定めたことにより、国家教育法を含むほとんどの法律は無憲法期にも引き続き効力を維持している。

### 3. 翻訳

#### 第五章

##### 第二節

###### 地方行政体による教育の実施と運営

**第四十一条** 地方行政体は、管轄域内での教育の実施準備状況、適切性、必要性に応じて、特定の教育段階またはすべての教育段階に渡る教育を、実施する権利を有する。

**第四十二条** 省は、地方行政体の教育実施準備状況を判定する規則と方法を定める。また、地方行政体が、教育政策に合致し、基準を満たした教育を実施できるよう、予算作成支援及び教育実施の支援を含む、連絡と支援を行う義務を有する。

##### 第三節

###### 私立の教育の実施と運営

**第四十三条** 私立の教育管理及び運営は、国の監督と、国立教育機関に対するものと同一の基準に従った教育水準評価を受けることにより、自由に実施されるものとする。

**第四十四条** 第十八条第二項が定める私立教育機関は法人とし、私立教育機関運営者・教育機関設置許可証受領者・保護者代表・市民グループ代表・教員代表・卒業生代表・有資格者、からなる運営委員会を設置する。

委員の人数、資格、基準、選任方法、委員長及び委員の任用、任期、解任は、省令の定めによる。

**第四十五条** 私立教育機関は、法律の定めに従ってすべての段階及びすべての種類の教育を実施することができる。国は私立の教育参入に関する政策と基準を明確に示さなくてはならない。

[この節のみ 2545年法第七条により改正] 国・教育区・地方行政体の教育政策及び教育計画の策定は、大臣または教育区教育委員会または地方行政体が、私立機関及び審査に参加する市民の意見を聴取することにより、私立の教育実施に対して与える影響について十分に考慮したものでなくてはならない。

学位段階の高等教育を実施する私立教育機関は、自由な運営ができるものとし、独自に運営制度を発展させることができ、学術面の自由を有する。また、私立高等教育機関に関する法律の定めに従い、教育機関委員会の管理下にあるものとする。

**第四十六条** 国は私立教育機関に対して、補助金の支援、税金の免除または軽減、教育に有益なその他の利便、の支援、それに、機関が水準を満たし自立できるための支援を、適切性に応じて供与する。

## 第六章

### 教育の水準とクオリティーの評価

**第四十七条** 教育クオリティー評価制度は、すべての教育段階における教育の水準とクオリティーの向上のために設置する。これは内部クオリティー評価及び外部クオリティー評価から構成される。

教育クオリティー評価の規則と方法は、省令の定めによる。

**第四十八条** 教育機関を管轄する部署及び教育機関は、教育機関の内部クオリティー評価を実施する制度を設ける。内部クオリティー評価は、教育の運営管理を構成する一部分として、教育のクオリティーと水準の向上のために、及び、外部クオリティー評価を受けるために、年次報告書を管轄部署及び関係部署へ報告することと、一般への公開が、継続して実施されなくてはならない。

**第四十九条** 教育水準クオリティー評価事務所を設置する。これは Autonomous Public Organization とし、外部クオリティー評価の基準と方法を向上させる責務、及び、教育機関の目的と原理それに本教育法が定める各教育段階での教育実施方針を、十分考慮した上で実施される、機関のクオリティー評価としての教育実施業績評価を行う責務を有する。

全教育機関に対する外部クオリティー評価は、前回の評価実施から数えて最低でも五年に一回以上実施する。また、評価結果を、関係機関及び一般市民に提出公開する。

**第五十条** 教育機関は、当該の教育機関を、外部クオリティー評価を実施しようとする教育水準クオリティー評価事務所、及び、教育水準クオリティー評価事務所が認定した個人または外部組織の請願に従い、人員及び教育機関の委員会に関する情報を含む、根拠書類の準備作成に協力する。教育機関の委員会に関する情報は、教育機関の運営業務に關係すると認められる部分についての、保護者及び教育機関に關係する人物の情報も含む。

**第五十一条** [2545年法第八条により改正] 教育機関の外部クオリティー評価結果が定められた基準に合致しなかった場合には、教育水準クオリティー評価事務所は、当該教育機関が定められた期日内に改善を実施するように、上級管轄単位に対して改善指導項目をまとめ提案する。教育水準クオリティー評価事務所はもし上記が実施されなかった場合には、改善が実施されるように、基礎教育委員会、職業教育委員会、高等教育委員会のいずれかに報告するものとする

## 第七章

### 教員・高等教育機関教員・教育関係職員

**第五十二条** 省は、教員・高等教育機関教員・教育関係職員を、高度専門家としてふさわしい水準とクオリティーを有するように養成し能力発展させる、制度及び規則の設置を推進する。この設置は、教員・高等教育機関教員・教育関係職員を養成し能力発展させる機関に対して、新人養成及び実務者開発を継続して行うための、十分な体制と堅固さを有するように、指導調

整することによってなされる。

国は当然に、教員・高等教育機関教員・教育関係職員を、十分に能力発展させるための、予算と資金を配分しなくてはならない。

**第五十三条** 教師団体・教育機関管理者団体・教育管理者団体は、省が管轄する専門委員会の管理下にある独立団体とする。専門職業分野の基準の決定、専門職業に従事する免許状の発行と抹消、教師・教育機関管理者・教育管理者の能力発展を含めて、専門職業の基準と行動規範の決定責務を有する。

国立及び私立の教師・教育機関管理者・教育管理者・その他教育関係者は、法律の定めに従い、専門職業に従事する免許状を保持しなくてはならない。

第二節の定めは、インフォーマル教育の実施に関わる者・第十八条第三項に定める教育機関・教育区よりも上位の段階の教育管理者・特別講演者には適用しない。

本条の定めは、教育機関管理者、及び、高等教育学位段階の教育管理者には、適用しない。

**第五十四条** 教職公務員人事管理中央機構を設置する。国立教育関係部署及び教育区教育関係部署の教員と教育関係職員は、公務員とする。人事管理の権限は、これを教育区及び教育機関に委譲するという原則に従った上で、教職公務員人事管理中央機構が管轄する。これらは法律の規定に従い実施する。

**第五十五条** 公務員教員及び教育関係職員が、社会的地位と専門性にふさわしくかつ十分な収入を得るために、給与・報酬・福利・その他扶助についての法律を設ける。

教員・大学の教員・教育関係職員が、優れた業績・優秀表彰を得るための支援金また報奨金とするために、教員・大学の教員・教育関係職員に対する支援基金を設置する。この実施は省令で定める。

**第五十六条** 高等教育機関教員及び教育関係職員についての、養成及び資質向上、専門上の水準及び実施規範の向上、独立法人である国立学位段階高等教育機関の公務員及び国家従業者の人事管理は、各教育機関の設置法及び関係の法律に従って実施する。

**第五十七条** 教育関係の部署は、教育に利益をもたらし、また、教育の実施を推進し支援する者を称賛するために、市民社会から人的資源を結集し、その経験・知識・習熟・これまで利用してきた地方の知的蓄積、を教育実施の中に取り入れるものとする。

## 第八章

### 教育のための財源と投資

**第五十八条** 教育実施のための財源の確保と、予算・会計・有益な資産への投資は、国・地方行政体・個人・家族・市民・民間市民組織・民間組織・専門職能組織・宗教機関・事業組織・その他社会的組織・外国、を出所として、次のようにする。

(1) 国及び地方行政体は、適切な徴税によって教育のための財源を確保する。

(2) 個人・家族・市民・市民組織・地方行政体・民間・民間組織・専門職能組織・宗教機関・事業組織・その他社会的組織が、教育実施者または共同実施者となり資産とその他財産を教育機関に寄付すること、及び、教育上の支出について必要性と適切性に従って応分の負担を負うことによって、財源を確保する。

このために、国及び地方行政体は、援助と支援及び税金の減免または免除規定を適用することによって、上記の財源確保の推進と交渉連絡を行うものとする。これらは法律の定めに従って実施する。

**第五十九条** 独立法人である国立教育機関は、国有財産法に定める国有不動産及びその他の資産を含め、それら資産の、管理・維持・利用・有益性の追及、を行う権限、また、教育政策及び教育の基本的義務に反しない範囲で、サービス収益及び教育報酬を求める権限を有する。

独立法人である国立教育機関が、寄付・購入・収益との交換、により取得した不動産はすべて、国有不動産とは見なさず、教育機関が所有権を有する。

独立法人である国立教育機関の収入と利益は、残高法及び予算実施法の定めに従い、国有不動産から生じた利益・留学休暇の契約に反した際に生じる追徴金、予算で実施される資産購入の契約または雇用によって資産を形成する契約に反したことから生じる追徴金を含めて、財務省に納入する必要がある収益とは見なさない。

独立法人でない国立教育機関のすべての収入と利益は、国有不動産から生じた利益、留学休暇の契約に反した際に生じる追徴金、予算で実施される資産購入の契約または雇用によって資産を形成する契約に反したことから生じる追徴金を含めて、財務省が定める規定に従って処理される。

**第六十条** 国は、教育が国の永続的な発展に最も重要であるとの立場から、教育に次のとおり国家予算を割り当てる。

- (1) 義務教育及び基礎教育課程の学習者各人の教育経費に対する支援金を設け、国立私立とも同等に、その適切性に応じて支援する。
- (2) 貸与形式の奨学基金を設け、収入の少ない家庭の学生に対して、必要性と適切性に応じて供与する。
- (3) 第十条第一項・二項・三項・四項が定める、各グループの特別な必要性に合致する適切なその他特別な教育予算及び教育資産を、教育機会の平等と公平に十分考慮した上で設置する。これは、省令で定める原則と方法に従って実施する。
- (4) 国立教育機関の運営経費予算、及び、投資予算を、国立教育機関に教育の予算及び資産運営の自由を与えた上で、国の教育開発計画政策と教育機関の業務に従って、実施する。
- (5) 高等教育機関である独立法人の国立機関・国の管理下にある機関・私立機関、に対する、一般補助金形式の予算を設ける。

- (6) 私立教育機関に対し、自力運営を可能にするための低利子貸与基金を設ける。
- (7) 国立及び私立の教育向上のための基金を設ける。

**第六十一条** 国は、個人・家族・市民組織・民間組織・専門職能組織・宗教機関・事業組織・その他社会的組織、が実施する教育に対する支援金を、適切性と必要性に応じて設置する。

**第六十二条** 教育実施予算の使途について、教育の実施が、教育の原理・教育の実施方針・教育クオリティー水準、に一致するように、検査・効率評価・結果評価、を実施する制度を置く。これは、機関内部及び外部検査の義務を有する外部国家機関によって実施される。

## 第九章

### 教育のためのテクノロジー

**第六十三条** 国は、制度内教育・制度外教育・インフォーマル教育・宗教擁護・芸術文化の利益のために、ラジオ・テレビ・遠隔通信・その他の形式の通信に必要な、電波周波数・伝達設備・その他基礎的構造を設置する。

**第六十四条** 国は、作成能力限度の発展を加速すること、作成補助金の設置、作成者への指導、教育テクノロジーの開発によって、教科書、専門図書、その他印刷物、教材、その他教育のためのテクノロジーの作成を、推進支援しなくてはならない。これらは、公正で自由な競争を持たせることを通して実施する。

**第六十五条** 教育のためのテクノロジーの開発者及び利用者双方は、適切でクオリティーが高く効率あるテクノロジーの利用・知識・能力・作成技術のために、能力を発展させてゆくものとする。

**第六十六条** 学習者は、教育テクノロジーを利用し自分自身で生涯にわたって知識を得るために、十分な知識と技能を獲得するために、教育のためのテクノロジーの利用能力を、これを用いる最初の機会から向上させてゆく権利を有する。

**第六十七条** 国は、タイ人の学習過程に対して有益で適切な教育のためのテクノロジーをあらしめるために、検査と評価をすることによって、その作成と向上の、研究と開発を推進しなくてはならない。

**第六十八条** 教育のためのテクノロジーを発展させるための基金の設置を目的として、また、人と社会の発展のためにテクノロジーの利用料金を引き下げる目的として、政府補助金・権利金、マスコミュニケーション・科学技術・広報、の利益、それに、国・民間・市民組織のあらゆる方面から、資金を集める。

**第六十九条** 国は、テクノロジーの教育への利用についての、政策・計画・推進・研究上の連絡・開発、の審査と提案を行い、教育のためのテクノロジーの作成及び利用の水準と効果の評価を行うこと、を業務とする中央機関を設置しなければならない。

## 経過規定

**第七十条** 本法律を施行する日に有効な、教育・宗教・芸術文化に関する、法律・法・規則・規定・公告・通達は、本法律に基づいた改正が実施されるまで有効とする。これは本法律を施行する日から数え五年を超えないものとする。

**第七十一条** 本法律を施行する日に存在する省・庁・局・教育部署・教育機関は、本法律に従った運営制度と教育実施制度の実施が可能になるまで、これ以前と同様の地位・権限・義務を有するものとする。これは本法律を施行する日から数え三年を超えないものとする。

**第七十二条** 当初においては、本法律第十条一項及び第十七条は同条に従った運営が実施できるようになるまで適用しないものとする。これはタイ王国憲法を施行する日から数え五年を超えないものとする。

本法律を施行する日から一年以内に、第十六条第二項及び四項に基づく省令の施行を完了する。

本法律を施行する日から六年以内に、省は、全教育機関に対する第一回目の外部水準評価を実施する。

**第七十三条** 当初においては、本法律第五章「教育の運営と実施」第七章「教員・高等教育機関教員・教育関係職員」は、仏暦 2488 年教員法及び仏暦 2523 年教育公務員法の改正と併せて、両章に従った運営が実施できるようになるまでは、適用しない。これは本法律を施行する日から三年を超えないものとする。

**第七十四条** 省の設置が完了しない当初においては、本法律の規定に従った運営のために、本法律に従って内閣総理大臣・教育大臣・大学庁担当大臣が職務を代行し、省令・規則・公告を発する権限を有する。

[この節は 2545 年法第九条により改正] 本法律の規定に従った運営のために、本法律第五章に従った教育運営制度の設置以前に実施しなくてはならない部分は、教育省・大学庁・国家教育評議会が、条件に応じて関係する部分の業務を実施することにより、本法律に従った職務を実施する。

**第七十五条** 教育改革局を設置する。これは一般市民機構に関する法律の内容に従って発せされた勅諭より、次の業務を実施するための特別目的一般市民機構とする。

- (1) 本法律第五章に規定に従い、構成・機構・業務分掌の制定設置を提案する。
- (2) 本法律第七章の規定に従い、教員・大学教員・教育関係職員の制度設置を提案する。
- (3) 本法律第八章の規定に従い、教育資産及び教育のための投資の制度設置を提案する。
- (4) 第一項・二項・三項に従った実施を保証する法律の起草に関する提案を、内閣に対して行う。
- (5) 現在施行されている法律・規則・規定・通達で、第一項・二項・三項に關係するものを、

本法律に合致するように、内閣に対して改正を提案する。

- (6) 他の権限と義務は、一般市民機構に関する法律の定めに従う。これには、構成する一般市民の意見が十分に考慮されるものとする。

**第七十六条** 教育改革局運営委員会は、定員を九名とする。委員長及び委員は、教育管理・国家業務・人事管理・予算会計資産・一般市民法・教育法に関して、知識・能力・経験・熟練を有する者から、内閣が選任する。これには、有資格者でかつ非公務員または国家が運営に関する機関の職員ではない者を、最低三名含む。

運営委員会は、ふさわしい人物を相談役として選任する権限を有する。また、運営委員会の委任によって活動する小委員会を設置する権限を有する。

教育改革局事務局長は、運営委員会の委員及び事務担当とし、運営委員会の管理の下で事務局の実務運営を行う。

運営委員会及び事務局長は、任期を一期限りとし、期間は三年間とする。任期の満了をもって、ポスト及び教育改革局を廃止する。

**第七十七条** 教育改善委員会委員選任委員会を設置するものとし、委員は十五名とする。教育改善委員に推举されるにふさわしい者を、委員長及び委員の定数の二倍を選び、内閣に対して審査選任を推薦する役割を有する。委員会は以下から構成される。

- (1) 関係部署の代表五名。すなわち、教育省次官・大学庁次官・政令評議会事務局長・国家教育評議会事務局長・予算事務局所長。
- (2) 私立高等教育機関学長及び独立法人国立高等教育機関学長から互選により二名。及び、教育学科を有する国立及び私立の学位段階高等教育機関の教育学部長から互選により三名。この定員のうち国立高等教育機関の教育学部長を最低一名。
- (3) 独立法人である教育に関する専門的協会または職業的協会の代表。互選により五名。

教育改善委員会委員選任委員会は、委員長一名を選任委員から選出する。また、事務担当一名を選任委員から選出する。

**第七十八条** 内閣総理大臣は、勅諭に従って教育改革局を設置する任に当たる。また、市民機構法の定めに従って教育改革局の業務を監督する権限と義務を有する。

本法律の定め以外に、教育改革局設置勅諭は少なくとも次の要点を有する。

- (1) 第七十五条及び第七十六条に従った、構成・権限と義務・運営委員の任期
- (2) 第七十七条に従った、選任委員会の構成・権限と義務・原理・選任の方法・運営委員選任の推薦
- (3) 運営委員・幹事・職員の資格及び免職を含む禁止事項
- (4) 資金・利益・予算・資産
- (5) 人事管理・福利・その他の権利と利益

- (6) 業務に対する監督・検査・評価
- (7) 解散
- (8) 円滑で効率的な運営のために必要なその他の規定

#### 4. 原典

"พระราชบัญญัติการศึกษาแห่งชาติ พ.ศ. ๒๕๔๒" ราชกิจจานุเบกษา เล่ม ๑๑๖ ตอนที่ ๗๙ ๗ วันที่ ๑๙ สิงหาคม ๒๕๔๒ [「仏曆 2542 国家教育法」タイ官報第 116 卷 74 ๗ 号 1999 年 8 月 19 日]

"พระราชบัญญัติการศึกษาแห่งชาติ ฉบับที่ ๒ พ.ศ. ๒๕๔๕" ราชกิจจานุเบกษา เล่ม ๑๑๙ ตอนที่ ๑๗๓ ๗ วันที่ ๑๙ สิงหาคม ๒๕๔๕ [「仏曆 2545 国家教育法 第 2 版」タイ官報第 119 卷 123 ๗ 号 2001 年 8 月 19 日]

